

平成30年度 第4回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年7月10日(火)午後2時00分から3時35分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (25人)

1番 原 卓己君	2番 中村克則君
3番 勝亦慶徳君	4番 芹澤行雄君
	7番 勝又英夫君
8番 勝又秀一君	10番 芹澤高雄君
11番 杉山正一郎君	
13番 杉山照信君	14番 根上豊君
15番 高村盛司君	16番 野村進吾君
17番 土屋好勝君	18番 水口光一君
19番 田代壽信君	20番 芹澤賢治君
21番 鈴木末廣君	22番 土屋耕一君
	24番 鈴木良逸君
	26番 野木美佐雄君
27番 佐藤一吉君	28番 鎌野哲夫君
29番 根上守人君	30番 滝口勉君
31番 勝又義美君	

欠席委員 (4人)

5番 田代眞吾君	12番 勝又俊治君
23番 土屋多嘉雄君	25番 勝間田喜晴君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第18号 非農地証明申請書の決定について
- 7 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 議案第20号 平成31年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する
要望事項の提出について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局

ただ今から平成30年度第4回総会を開会いたします。

なお、事務局長は本日、水稲部会の視察研修に随行しているため、大変申し訳ありませんが、事務局長は不在となっております。

本日は、5番 田代眞吾委員、12番 勝又俊治委員、23番 土屋多嘉雄委員、25番 勝間田喜晴委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

事務局

前回の会議の中で保留となりました議案第12号 清後の農地法3条の件につきましては、申請者の所有する別の土地に、非農地の土地なのですが、違法建築物に該当すると思われる建築物がありましたので、申請人から取り下げがありました。改正後に申請をすると聞いております。

また、前回質問にありました農地から雑種地になった場合の固定資産税の税率につきましては、変わらず同じになるそうです。但し、同じ税率でも、土地の評価が変わるため、固定資産税額は高くなります。前回申請がありました中畑の農地、約6,000㎡、太陽光に転用する予定のところですが、そこはもともと6,000㎡で固定資産税0円だそうです。太陽光発電に転用後は約20万円弱に上がるということで聞いております。で、これも、太陽光の下からということで土地の形状とか入口の間口によって固定資産税も変わるそうなので、単純に20万円になるというわけではなくて、土地の形等でその都度変わるということなので、あくまでも目安という形になりますので、よろしく申し上げます。

事務局

それでは、次第により進めさせていただきます。

次第2 会長あいさつ。会長、よろしく申し上げます。

会長

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 1番 原卓己委員、2番 中村克則委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。

報第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第6号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。7月10日報告。今月の4条報告は3件でございます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

報第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第7号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。7月10日報告。今月の5条報告は6件でございます。

(番号1～6について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第15号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の3条は4件でございます。

先に1点、修正をお願い致します。整理番号2～4の申請事由は、「譲受人は経営規模拡大のため譲受人より借り受けるもの」となっておりますが、正しくは、「譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるもの」となります。申し訳ございませんでした。

それでは、3条許可申請について説明させていただきます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 115 m²

譲受人は、真正な登記名義の回復のため譲渡人より譲り受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 892 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 991 m²
譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,328 m²
譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。

番号1～4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

17番委員

番号1ですが、7月1日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。
内容については、これはちょっと複雑なので、真正な登記名義の回復のためとなっておりますが、本件の不動産は「中山上観音講」の土地であります。当初は4人の世話人の名義で本件の不動産を所有したものでありますけれども、途中、死亡により、■■さんという人が4人の中に一人入って、その人の死亡時に新たな世話人に移行する際に、誤って息子さんのほうに移行してしまったもので、新世話人の譲受人さんのほうに申請をし直すという経過でありますけれども、譲渡人さんや何か、相続で何か色々問題があったもので、今回は譲渡人さんのほうから譲受人に対して、本件持ち分の4分の1の真正な登記の名義の回復として、所有権移転したいという事由で、この人からの申請でありますので、よろしく申し上げます。
この土地は畑として耕作するつもりだそうです。
その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。
以上です。

15番委員

番号2ですが、7月1日、申請人双方と譲渡人とは電話にて、譲受人とは自宅にて調査いたしました。
申請行為については、両者とも本人申請で、なおかつ内容について間違いはございません。
内容についてですが、譲受人はゴルフ場管理のため、補植用の芝を生産する場所を求めていたため、取得となりました。譲受人本人はゴルフ場経営をしていた経験もあり、農機具その他の必要なものは揃っております。
その他の許可要件については、すべて適合しております。

番号3ですが、7月1日、譲渡人とは電話にて、譲受人とは自宅にて調査いたしました。
申請行為については、両者とも本人申請で、内容については間違いありません。
以下については番号2と同じでございます。

番号4ですが、7月1日、譲渡人とは電話にて、譲受人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為については、両者とも本人申請で、内容も含め間違いございません。
その他の項目については、番号2、3と同じでございます。
以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第16号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計1,832㎡

転用内容は、駐車場72台の整備です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されま

す。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

14番委員

番号1ですが、7月3日、申請人と自宅にて、7月4日に現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したものに間違いはありません。

転用理由としましては、新しい建物を建てる、虎ノ門で小児科の病棟を、発達障害支援センターという建物を建てるということで、駐車場が狭くなったための対応だということでございます。

その他については、別段、特定することはないと思いますが、1,832㎡で70台の駐車場ということは適切と思われます。

周辺への影響は、支障を来さないということで、許可は出来るのではという判断をいたしました。

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第17号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の案件は5件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計6,379㎡

転用内容は、使用貸借により土砂置場の整備、平成33年7月14日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが、一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 897㎡

転用内容は、使用貸借により太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 465㎡

転用内容は、賃貸借により障害者福祉施設2棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 1,267㎡

転用内容は、賃貸借により仮設現場詰所1棟、仮設休憩所1棟の建築、及び資材置場、駐車場8台の整備、平成32年6月30日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが、一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 田 358㎡

転用内容は、贈与により自己用住宅1棟の建築、及び駐車場2台の整備です。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。
以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

21番委員

番号1ですが、7月2日、申請人と自宅にて調査いたしました。
申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いありません。
転用理由につきましては、中清水ほ場整備事業が完了するまでの間、土砂のストック置場として借り受けるものです。期間は、平成30年7月、許可日から3年間でございます。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上でございます。

13番委員

番号2ですが、譲受人と譲渡人は親子関係にあります。調査日は7月3日、申請人双方と自宅及び現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。
転用理由ですが、両親が年を重ね、譲受人夫婦は会社勤めをしているために、農業経営に人手が足りず困っているということで、このために太陽光発電パネルを設置することで、転用理由に必要性は妥当だと思います。
資金については、必要な資金は確保されています。
他の権利者の同意については、申請地に他の権利を有する者はありません。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上でございます。

22番委員

番号3ですが、7月1日、申請人と現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請しております。
転用理由ですが、ブルーベリー畑の一部を転用して、障害者のための職業訓練を目的とした施設、ブルーベリーを使って作る食品の作業場を建築する。障害者は最初は5～6名だが、最終的には20名近く働く予定だそうです。
資金については、建築費1200万円は自己資金を用意しております。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上でございます。

19番委員

番号4ですが、7月5日、申請人双方と電話及び現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
転用理由ですが、譲受人は、新東名高速道路 茱萸沢下高架橋工事のための仮設詰所1棟、仮設休養所1棟、駐車場、建設資材置場の確保を考えており、工事期間中の一時使用の適正地を探し、申請地の土地所有者である譲渡人の了承を得て借り受けることができたとのこと。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。
以上でございます。

15番委員

番号5ですが、7月2日、申請人双方と現地にて調査いたしました。
申請行為については、両者とも本人申請であること、内容についても相違のないことを確認いたしました。

転用理由ですが、この二人は親子関係にあります。譲渡人の土地を、次男である譲受人が贈与を受けるとい形です。次男は今まで借家に住んでいたのですが、生計も落ち着いてきたので自己用住宅を建てたいという願いのもと、今回の申請になりました。

資金については、金融機関の貸付ローンを利用する予定です。
その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。
以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第18号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第18号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の案件は9件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 4,213 m²

番号2 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 782 m²

番号3 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 942 m²

番号4 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 495 m²

番号5 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 495 m²

番号6 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 991 m²

番号7 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 991 m²

番号8 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 991 m²

番号9 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 892 m²
以上でございます。

会長

続いて委員より調査結果の報告を求めます。

29番委員

番号1ですが、7月3日、申請人と自宅及び現地にて調査いたしました。
申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。
現況の様子ですが、現地は植林してから30年以上経過しており、スギの木が群生を
しております。

転用経緯ですが、申請人の父親は早く亡くなっており、正確には不明でありますけれども、昭和60年頃は畑として耕作しなくなったため、ということです。転用後は10年以上経過しております。

所定の手続きをしなかった理由としましては、農地法の理解度が薄く、手続きを怠ったためということです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

15番委員

番号2～9ですが、6月30日、7月1日にかけて現地を確認した上で、申請者本人たちと面談をしました。

番号2ですが、7月1日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものに、内容も含め間違いはございません。

現況の様子ですが、クヌギ及び雑木の植林地というふうになっております。

転用経緯ですが、平成元年頃、植林をしたということで、転用後10年以上経過しております。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法に対する本人の無知によるもので、手続きをしなかったということです。

農地への回復については、30年以上が経過しておりますので、なかなか現状回復は無理だなというふうに見受けられます。

以下は、適法で処理されています。

番号3ですが、7月1日、申請人と電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容については間違いございません。

現況の様子ですが、ヒノキの植林をしたものであります。

転用経緯については、平成5年頃植林をしたということで、転用後10年以上経過しております。

所定の手続きをしなかった理由は、無知で手続きが必要とは知らなかった。

農地への回復については、植林後25年が経過して、現状回復はちょっと無理だと思

われます。

以下は適法でございます。

番号4ですが、7月1日、申請人が入院しているため、奥さんと自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人の代理で奥さんが申請したものに間違いはなく、内容についても相違はございません。

現況の様子については、ヒノキを植林されており、樹齢は30年程経っているということです。現状でもそのように見受けられます。

所定の手続きをしなかった理由は、先代が平成元年頃、植林したのですが、農地法を知らなかったため、転用手続きが必要だとは思わなかったということです。

農地への回復は、前の説明と同じく、樹が大きく復元は不可能かというふうに考えられます。

以下は適法です。

番号5ですが、7月1日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人申請で内容についても相違はございません。

現状は、ヒノキの植林地です。

転用経緯については、従前は桑畑でしたが、昭和57年頃、ヒノキを植林したということです。

所定の手続きをしなかった理由は、転用手続きが必要なことを知らなかったということです。

農地への回復は、40年以上が経過して復元は不可能かというふうに考えられます。

以下については適法だというふうに思いました。

番号6ですが、7月1日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容についても相違はございません。

現状は、ヒノキの植林地です。

転用経緯については、昭和54年頃、豆を作っていた所へヒノキを植林したということです。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法を知らないで転用手続きをしなかったということです。

農地への回復については、以上の理由から復元は無理かなというふうに認められます。

その他は法令には適合しております。

番号7ですが、7月1日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請し、内容についても間違いはありません。

現状は、ヒノキの植林地です。

転用経緯については、昭和52年頃、前作は桑畑でしたが、ヒノキを植林したということです。

所定の手続きをしなかった理由は、転用は必要だと思っていたが、10年経過しない

と転用を認めてもらえないので、その間に忘れてしまったということです。

農地への回復は、樹が大きくて現状復帰はなかなか容易ではないと思います。

その他は適法になっております。

番号8ですが、7月1日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人申請で、内容についても相違がないことを確認しました。

現況は、ヒノキの植林地です。

転用経緯については、平成元年頃、先代が前作、芋・らっきょうを作っていた所へ、出来が悪いので植林をしたということです。

所定の手続きをしなかった理由は、先代が転用手続きを知らなかったのも、そのままになっていたということです。

農地への回復は、年数が経っていて復元はなかなか容易ではないというふうに理解をしました。

その他は適法と考えられます。

番号9ですが、7月2日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人申請で、内容についても間違いありません。

現況は、ヒノキの植林地です。

転用経緯については、平成元年頃、芋を作っていたが、ヒノキを植林した。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法に対して無知なため手続きをしなかった。

農地への回復は、30年以上経過しておりますので農地への復元は難しいかなというふうに思われます。

その他は適法です。

以上ですが、だいたい300mくらいのところにこれだけまとまっていっぺんに非農地申請が出ておりますけれども、隣地のゴルフ場を法人が買い上げたということで、開発が見込まれます。ただ、調査の中では、農地法の中で適法ではありますが、水源地でありますので、下に農用水や何か通っております。これから先、ちょっと注意しながら見ていく必要があるかなというふうに理解をしました。

以上です。

会長

ただいまから質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

7番委員

今、15番委員から説明があったのですけれど、ここに水路が通っているという話をされたのですけれど、どういう形で通っているのですか。

15番委員

水源が横にありまして、湧水みたいなところで、その上を通っているわけではなくて横を通っていると言ったほうが正解でしょうか。ですから、どういうふうな開発をなされるか分かりませんが、農地法以外の法令や何かできちんと見ていったほうがいいかなというふうに理解をします。

会長 この場所が開発の範疇に入っているということですか。

15番委員 まだ正確には分らないですね。

会長 ゴルフ場ではないのでしょうか、ここは。

15番委員 そうです。調査対象からは出てきていませんけれども、調査の中でそんな話を対象者から聞いてはいます。まだ話の中なので、

会長 ゴルフ場の隣接地というわけだ。

15番委員 そうです。

会長 さっき許可した3条申請のやつは、これは何、芝を作っているわけですか。

15番委員 はい、ここは今、通常、荒れているのですけれども、そこを農地になっていますからきれいに草が刈られているもので、そこへ補植用の芝を作りたいというふうに聞いています。

会長 そこは農地として使っているわけだ。

15番委員 はい。

会長 で、隣は林だ。

15番委員 はい。

会長 どうでしょうか。皆さんのほうから何かございますか。
農地法からは別に問題は無いわけだ。

15番委員 農地法上は何も言うことはないですね。適法通りにやられています。

会長 ただその水路というのは、農業用水路に使っているわけですか。

15番委員 下流では農業用水として使っていますから、汚染や何かがあつては困るなというふうなことは懸念されると考えています。

会長 まあ、それはこれとは直接関係ないということですね。

15番委員 そういうことです。ただ、注視していかなければいけないかなと。

会長

そうですね。

1 番委員

この地先は私の担当する上小林地先になるわけですが、古沢の地番ということで15番委員にお願いしたわけですが、このところにはですね、小山町一色の開田のほうの東富士の深井戸の近くにあります。下の、これから東側のほうに開ましては殆どが農用地になっておりまして、田んぼとして作られておりますので、ここも昔は払下げの土地でしたので、養蚕が盛んな頃には桑畑とかそういうものが色々あったわけですが、養蚕がもう駄目になってきて、もうどうしようもない、そこ自体は水が無いものですから、田んぼとしても作れないものですから、殆どが山林として植林されてしまったわけです。私どもが行っても、殆どどこがどこかはっきり分からないような状態になっておりますので、この非農地証明の申請を出されるなら、もっと早くに出されるべきだったのかなとは思いますが、ここでこういう形で申請を出されて、また開発をされるような噂も聞いておりますけれども、果たしてどのような開発をするのか、はっきりしたことはさっぱり分かっておりません。これは地元の間人として、注意深く見守っていきたいと思います。

以上です。

会長

それでは、農地法については適法ということでございますが、特に農業用水路の水源がある、こういうようなことでございますけれども、今後、開発においてはですね、またそれらに関連する法令に基づいて対応していただく、こういうことで、今回については農業委員会としては適法で、これについては了解という形でよろしゅうございますか。その他、皆さんから何かございますか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。7月10日提出。

公告予定日が7月11日の利用集積計画となります。本議案における計画は1件で合計面積が3,884㎡です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸する者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

(内容読み上げ) 計1筆 3,884 m²
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第20号 平成31年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第20号 平成31年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項について、別紙のとおり提出したいので委員会の決定に附す。7月10日提出。

本案は、前回の6月の総会で皆様にご提出いただいた要望事項を事務局のほうで取りまとめたものになっております。今後の予定は、本日ご承認をいただいた後に県の農業会議のほうに提出し、県内市町村の要望事項を取りまとめ、常任会議に諮り、県知事、県議会に要請するものです。

それでは、要望事項について朗読説明いたします。本年度は、委員の皆様からご要望いただいた9つの事項を提出いたします。

(朗読説明)

平成31年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長 なかなか厳しい状況が書かれておりますけれども、特に有害鳥獣は困りますね。年々ひどくなってきますね。毎年こうやって騒いでいて、市でも電柵をやっているにはくれているけれど、とつてもそれでは追いつかない。何しろシカのほうが元気よくてどうしようもないですね。アライグマが出てきているのもな。まあ、現状では一番シカが多いですね。

1番委員 先程も非農地の申請が出されたところがありましたけれども、私も6月に農地の調査

に行った時に、やはりこの辺りでシカの群れに遭遇しました。確かにこの近くに昔、高嶺パブリックというゴルフ場があったのですが、去年いっぱい営業を停止してしまっただけです。もしかしたらまたそういうところへシカの群れが集まってくるのではないかなという気もします。最近では、まだ御殿場はそれほどでもないですが、だんだん農家自体が、家が空き家になってきているところもちょくちょくあるのですが、そういうところにもハクビシンとかタヌキとか、そういうものがだんだん棲み始めているのではないかという気がしているところです。空き家の近くの畑とかなんかに見ると、わりと食べられているところが多かったりするものですから、そういうところもあるのではないかなと思います。また、今、テレビでもよく外来種の駆除とか何とかとやっていますけれど、最近では、ペットとして飼われていたものが飼いきれなくなってきて捨てられて、それが野生化していくような状況も大変多いと聞いております。ここにアライグマというのも出てきているわけですが、この間テレビを観ておりましたら、私たちが子供の頃、あるテレビアニメが流行って、その頃、可愛いからといって飼いだめたものが、だんだん大きくなると、普通のタヌキとかではなく、すごく凶暴な動物だそうなので、飼いきれなくなって、あちこちの山林とか何かに捨てられて、それがだんだん野生化して増えていくような状態も聞いております。何しろ、どういうふうにしたらいいか私もちょっと分かりませんが、何しろ、タヌキとかそういう夜行性のものに関しては、殆ど会うことが少ないものですから、どこからどう来るのかというのもよく分からないもので、その辺ももっと専門家の人の意見もちょっと聞きたいなと思っています。

以上です。

会長

ありがとうございました。

何しろ、数がどんどん増えちゃうから、数を減らすしかないけれど、どうもそれより増えてしまうから、追い払うしかないのだね。

最近、花火等もやっていますか。

1 番委員

やっています。

会長

それでは、他にご意見、ご質問等ございますか。

(質問、意見等 なし)

会長

それでは、要望として出していただいて、また対応、対策が打てるものについては、対策していただく。特に差し迫っているのがこの有害鳥獣の関係ですが、ぜひまた行政でも対応をお願い申し上げたいと思います。

それでは、ご意見等無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 その他事務局から報告があればお願いします。

事務局 (報告事項)

1. 農地利用状況調査について
2. 農地相談員について
3. 農業会議情報について
4. 会議等出席依頼（報告）について
5. 次回総会 9月10日（月）午後2時00分 市民会館 3階第7会議室にて

事務局 それでは、以上をもちまして、平成30年度第4回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 1番 _____

議事録署名人 2番 _____